

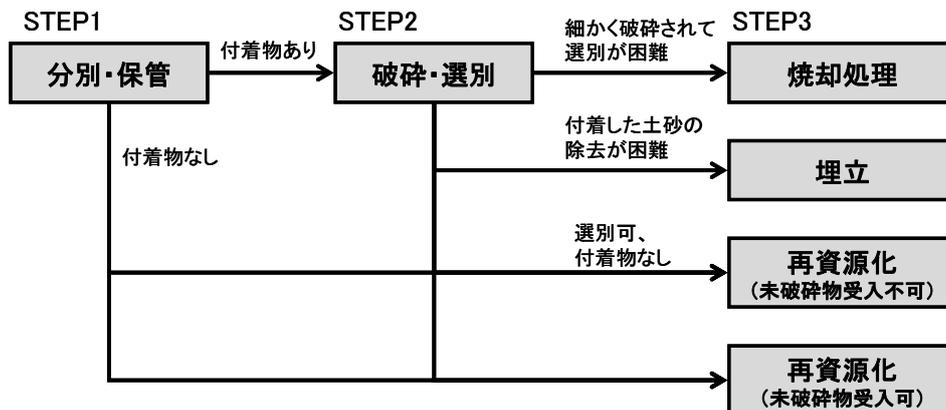
木質系廃棄物の処理

【基本的事項】

- ・ 木材は製紙原料やパーティクルボードなどのマテリアルリサイクルや、セメント燃料、ボイラー燃料などのサーマルリサイクルの他にも堆肥として利用されるなど、リサイクル用途は多岐に渡る。
- ・ 木材は目視で判別することが容易なため、分別しやすい品目であり、また発生量も多いことから、早い段階で他の廃棄物と混ぜないように抜きだす。
- ・ リサイクル用途については、搬出先の受入条件に制限がある可能性があるため、それらを踏まえ適切な処理を行う必要がある。受入条件の例は「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会）に掲載されているため参照のこと。
- ・ 木材をチップ化する場合は、腐敗や火災防止等の観点から加工の直前に行うことが望ましい。

【処理フロー】

発生した木材はその性状と再資源化施設の受入条件によって、再資源化施設に直接搬出するものと、仮置場にて破碎・選別処理後、再資源化施設に搬出するものに分かれる。



STEP1 分別・保管

- ・ 土砂や泥の付着が著しいものは、できるだけ取り除く。
- ・ 再資源化施設が未破碎で受入可能な場合は、リユース・リサイクルできるものをできるだけ分別し、再資源化施設に搬出する。柱や角材などで土砂や泥等の付着物がない木材はまとめて保管しておくことが望ましい。
- ・ 再資源化施設が未破碎で受入できない場合は、仮置場において破碎・選別を行わなければならない。

STEP2 破碎・選別

- ・ 仮置場へ搬入された木材を選別する。搬出先の受入条件に応じて破碎処理を行う。

STEP3 焼却処理、埋立、再資源化

- ・ 選別が可能で土砂等の付着も少なく再資源化が可能なものは、必要に応じて破碎等の処理を行った上で再資源化施設に引き渡す。
- ・ 細かく破碎されて選別が困難であるものや、付着した土砂の除去が困難であるものは焼却または埋立処分を行う。